

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘福祉園）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町二丁目7番22号

(3) 代表者

理事長 上野 純宏

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

- |           |   |
|-----------|---|
| 平成22年1月8日 | 第1回指定管理者選定小委員会<br>(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議) |
| 1月21日     | 指定管理者選定委員会<br>(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)     |
| 3月12日     | 第一回練馬区議会定例会<br>(練馬区立障害者自立支援施設条例改正案議決)                 |
| 4月1日      | ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始                            |
| 4月9日      | 応募説明会（参加団体数3）   |

4月12日～30日	申請書類受付（応募団体数1）
5月20日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
5月26日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査の実施）
6月3日	経営診断委託
7月7日	第4回指定管理者選定小委員会 （応募団体の評価、採点）
8月25日	指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立光が丘福祉園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会では、平成22年8月25日に有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成22年5月20日以降、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

### (2) 運営実績

都内および近県で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があること。これまでも大泉町福祉園、北町福祉作業所ほか複数の区立施設を受託・運営しており、今後も安定した支援を行う能力を有していること。

また、障害児・者対象から高齢者対象まで多様な施設運営を行っており、ライフステージに応じた様々なニーズにこたえるよう努めていること。

(3) 効率的運営・効率化への取組

日常の清掃業務については施設長をはじめすべての法人職員が行うことで、施設内外の環境整備を全職員が責任を持って管理する提案があること。法人施設の連携による人材と資源の有効活用、法人のコンサルティング部門の支援を活用した運営経費の節減等の計画があること。

(4) 受託への熱意・意欲

区内で展開している法人事業所間のネットワークを活用し、人事交流や支援技術交流等での相互協力体制などで支援の総合力を向上させ、区内福祉の向上に貢献していく意欲があること。

(5) 施設管理の安全性への配慮

法人として、危機管理マニュアルを整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、危機管理に関する継続的な取組の提案があること。

また、リスクマネジメントの重要性を職員に周知し、ヒヤリハット報告書の提出を奨励するなど、施設内での事故防止に努める姿勢があること。

(6) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持するため、多様な施設を運営してきた法人のノウハウを生かす提案があること。

(7) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されていること。職員が利用者に提供すべきサービスや支援技術に関するガイドラインを作成し、常に人権尊重の立場で考え支援する提案があること。人権擁護や虐待防止への取組について職員研修や勉強会に取り入れており、常に利用者に対して大人として接し、利用者の人権尊重を重視していること。

(8) 職員の育成

法人が主催する職員階層ごとの研修の実施や、外部機関が開催する専門職研修への積極的な参加を促進するほか、他施設との合同研修の開催などにより、職員の質の向上に努めていること。

(9) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人理念を実現するため、障害児・者対象から高齢者対象まで多くの施設を設置・運営し、利用者本位

の福祉の実現に向けて取り組む姿勢が定款に明文化されていること。

また、法人の理念を実践に生かすため、法人倫理綱領や行動規範を定め、職員に対して周知・徹底させていること。

#### (10) 事業等の提案

利用者支援に係る事業について、地域の社会資源を有効活用し、利用者一人ひとりに適したプログラムの提供を行うとともに、宿泊旅行等の行事において、小規模グループによる柔軟な実施という提案があること。利用者の日常生活の安定のため、家族や関係機関との連携を密にし、福祉園通所時間以外の生活も視野に入れた一貫した支援体制を整える提案があること。利用者や家族の希望にこたえ、支援日数の増加など柔軟な運営を行う提案があること。

また、法人が運営する事業所同士の相互バックアップ体制や、家族・地域との連携の強化についてさまざまな取組を講じ、一体となって光が丘福祉園の運営の質を高めていくという提案があること。

#### 6 問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課地域生活支援係

電話 03-5984-1043(直通)

FAX 03-5984-1215

## 指定管理者選定(社会福祉法人武蔵野会)の審査結果(練馬区立光が丘福祉園)

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
<b>5 効率的運営・効率化への取組み</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応(接遇を含む)</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等</b> (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
<b>13 事業等の提案</b> (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または団体が運営する施設による、光が丘福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合 計	100点	77点